

お客様各位

令和3年度税制改正大綱の概要

作成：令和2年12月17日

いつもお世話になります。令和2年12月10日に「令和3年度与党税制改正大綱」が公表されました。その概要の一部につきましてご案内致します。詳細は弊社担当者にお尋ね下さい。

<法人課税>

① 中小企業者等の軽減税率の特例制度が2年間延長

法人税の税率は原則23.2%ですが、中小企業者等の場合は課税対象となる所得金額が年800万円以下の部分は15%の軽減税率が適用されており、この適用期限を2年間延長

② 所得拡大促進税制の2年間延長

適用要件の一部見直し（国内の新規雇用者に対する給与等の増加割合が2%以上）をして、適用期限を2年間延長

<個人所得課税>

① 住宅ローン控除

住宅の取得等に係る消費税が10%の場合に住宅ローン控除の控除期間を13年とする特例を延長し、令和3年11月末までの契約と、4年12月末までに入居することを要件とする

② 退職所得の適正化

意図的に短期勤務予定の従業員の給与を引き下げ、多額の退職金を支払うケースに対処するため、勤務年数5年以下の従業員に係る退職金について課税を強化する

<資産課税>

① 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

直系尊属からの教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置について所要の措置を講じた上、その適用期限を2年間延長

② 住宅取得資金の贈与を受けた場合、贈与税の非課税措置

直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、非課税限度額を令和2年4月から3年3月契約分と同額に据え置き、床面積要件の下限を引き下げ

<地方税>

① 土地に係る固定資産税の負担調整措置

令和3年度に税額が上昇する住宅地、商業地、農地など全ての土地の固定資産税を令和2年度と同額に据え置き、また下落する場合はそのまま反映させる措置を講ずる

<納税環境整備>

① 税務関係書類の押印義務の見直し

実印の押印及び印鑑証明書の添付を求められる遺産分割協議書など一定の書類以外は押印が不要とされ、令和3年4月1日以後に提出する税務関係書類等に適用

全てのお問い合わせは下記まで

税理士法人スリーエス

〒260-0013

千葉県千葉市中央区中央2-7-2 大島屋ビル

TEL：043-308-0351/FAX：043-224-2960